

電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金に関するよくあるお問い合わせ

(令和5年7月21日現在)

= 給付対象者について =

Q. 給付金はどのような世帯に支給されますか。

A. 給付対象は、基準日（令和5年6月1日）において、日本国内の市区町村の住民基本台帳に記録されている方で、次の①・②の両方に該当する世帯となります。

①令和5年6月1日時点で青梅市に住民登録がある。

②同一世帯に属する全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
(注:住民税が課税されている方に扶養されている世帯を除きます。)

Q. 私は対象になりますか。(課税か非課税かわからない場合)

A. 対象となる方へは、「支給のお知らせ(以下「お知らせ」といいます。)」もしくは「電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給要件確認書(以下「確認書」といいます。)」を送付しております。ご自身の税情報を確認したい場合は、お手数ですが身分証明書をご持参の上、課税課市民税系の窓口にてお問い合わせください。

【※お電話による税情報の確認はできませんのでご注意ください。】

なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自身のスマートフォンでマイナポータルをインストールしていただき、ご確認いただくことが可能です。

Q. 申告をしていない場合(未申告の場合)は対象になりますか。

A. 令和5年度基準日（令和5年6月1日）時点で未申告の方がいる世帯へは、お知らせおよび確認書は送付されません。未申告の方については、課税課市民税系の窓口にて申告を行っていただいたあとで、給付金の申請をしていただく必要があります。申請書はホームページからダウンロードできます。

なお、申請の際には世帯全員分の非課税証明書等の提出が必要です。

Q. 生活保護受給世帯は給付金の対象となりますか。

A. 生活保護の受給の有無にかかわらず、令和5年度住民税が非課税である方が対象となります(ただし、令和5年度住民税が課税であり、減免により税の支払を免除されている世帯は対象となりません)。なお、生活保護制度の被保護者の収入認定にあたっては、収入として認定されません。

また、基準日（令和5年6月1日）時点で青梅市に住民票があり、青梅市以外の自治体で生活保護を受給している場合は申請が必要です。

Q. 外国人は給付対象者ですか。

A. 基準日(令和5年6月1日)において、住民基本台帳に記録されている外国人の方は給付対象者となります。入国情報のわかるパスポートをご用意ください。

(注:令和5年6月2日以降の入国者は対象となりません。)

Q. ホームレスの方も対象となりますか。

A. 対象となります。基準日(令和5年6月1日)時点で住民登録のない方は、基準日以降市区町村に住民登録をしていただければ、対象となります。

= 申請・受給について =

Q. いつからお知らせ・確認書の送付や申請書の受付が開始されますか。

A. お知らせは6月28日、確認書は6月30日に対象世帯へ発送いたしました。申請書の受付は7月3日より開始しております。

Q. 確認書の返送期限はありますか。(確認書が送付された方のみ。)

A. 確認書返送期限は令和5年9月30日(当日消印有効)までです。

Q. 非課税世帯ですが、お知らせ・確認書が送付されません。なぜですか。

A. 本給付金の制度で、次の方には確認書は送付されません。

ただし、次の②および③に該当する世帯は申請により受給できる場合があります。

①住民税非課税の方のみの世帯であっても、課税されている方に扶養されている方のみの世帯。

②世帯員の中に、令和5年度住民税の申告が未申告の方を含む世帯。

③世帯員の中に、令和5年1月1日以降に転入(あるいは出生)した方を含む世帯。

Q. 代理申請や代理受領は可能ですか。(※確認書が送付された方のみ。)

A. 可能です。受給者本人の代わりに申請する場合は、代理人の署名、身分証明書、振込口座の確認できる書類等の添付が必要です。特に成年後見人の方は、登記事項証明書の写しの添付が必要となります。

Q. 給付金の受給にはどのような手続きが必要ですか。どこに行けば申請ができますか。

A. 提出および申請方法について、基本的には郵送による確認書の返送または申請書の提出となります。手続き等につきましては、以下をご覧ください。

なお、詳細については市ホームページ『【3万円給付金】青梅市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金の申請方法』でもご確認いただけます。

①令和5年度住民税非課税世帯

ア 世帯員全員が、令和5年1月1日以前から青梅市内にお住いの場合

→対象となる世帯については、給付内容や確認事項が記載された『確認書』が郵送されます。内容をご確認の上、返送期限までにご返送ください。

→なお、令和4年度に5万円の給付金を受給された方は、『支給のお知らせ』が郵送されます。給付金の辞退や受取口座の変更の必要がない場合には、特にお手続きは不要です。

イ 世帯員全員が、令和5年1月2日以降青梅市に転入した場合

→青梅市では令和5年度の税情報が把握できませんので、申請が必要です。お手数ですが、事前に令和5年1月1日時点で住民票があった自治体から、令和5年度住民税非課税証明書を取得していただき、市ホームページから「電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金申請書（請求書）（以下「非課税世帯申請書」といいます。）」をダウンロードのうえ、以下の書類を添えて郵送にて申請してください。

【必要書類】

- 1 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金（住民税非課税世帯分）申請書（請求書）
- 2 申請・請求者の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証の写し等）
- 3 振込先口座の確認できる書類（金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し）
- 4 世帯全員分の令和5年度住民税非課税証明書の写し

ウ 世帯員の中に未申告の方がいる場合

→申請にかかる書類は送付されませんので、申請が必要です。事前に令和5年度分の申告を課税課市民税係にて行っていただき、市ホームページから「非課税世帯申請書」をダウンロードし、以下の書類を添えて郵送にて申請してください。

【必要書類】

- 1 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金（住民税非課税世帯分）申請書（請求書）
- 2 申請・請求者の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証の写し等）
- 3 振込先口座の確認できる書類（金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し）
- 4 世帯全員分の令和5年度住民税非課税証明書の写し

Q. 非課税世帯申請書の提出（申請）期限はいつまでですか。

A. 申請期限は令和5年9月30日（当日消印有効）までです。

Q. 給付金は誰が、どのように受け取るのですか。

A. 受給権者は、その方の属する世帯の世帯主の方となり、原則として世帯主名義の金融機関口座へ振り込みます。振込できる口座がない等の場合は、新型コロナウイルス感染症対策給付金担当までご相談ください。

Q. マイナンバーカードの公金受取口座を登録したのですが？

A. 本給付金に関しては、令和4年度の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（5万円）の際にご使用いただいた口座を使用しているため、公金受取口座と異なる場合があります。ご了承ください。

Q. ホームページから書式のダウンロードができない場合はどうしたらいいですか。

A. 新型コロナウイルス感染症対策給付金担当までご連絡ください。ご希望の郵送先へ申請書類等を送付いたします。

Q. 基準日（令和5年6月1日）以降に世帯分離をして非課税世帯となった場合対象となりますか。

A. 令和5年6月1日現在の住民票上の世帯を対象としているため対象になりません。

Q. 確認書を送付しましたが、いつ振り込まれますか。

A. 確認書が担当部署へ到着し、内容を審査したうえで不備等がなければ、約10日から2週間程度で指定の口座へ振り込みます。

なお、振込みの前に決定通知書を送付いたしますので、お手数ですが決定通知書が郵送されるまで今しばらくお待ちください。